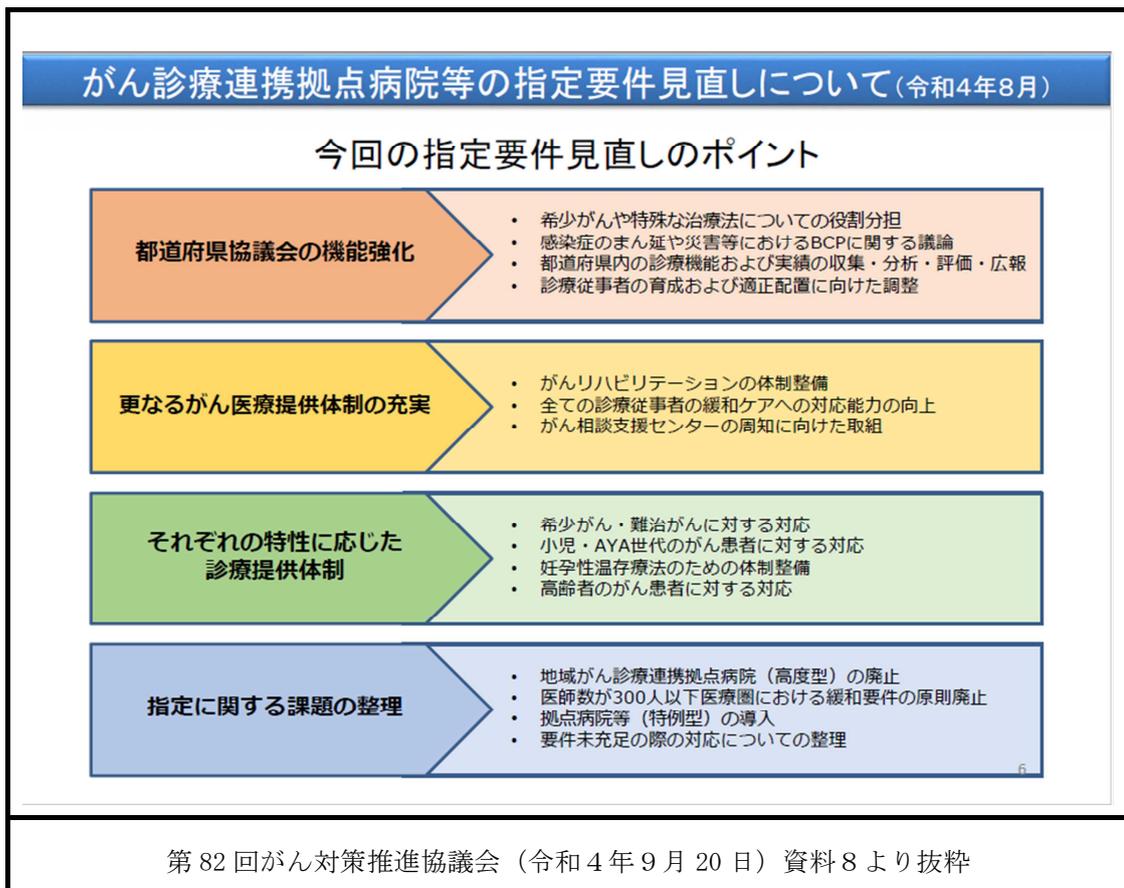


がん医療提供体制について

1 がん診療連携拠点病院等について

(1) 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の改正

- 令和3年度から令和4年度にかけて開催された国の検討会（がん診療提供体制のあり方に関する検討会）からの提言を踏まえ、令和4年8月1日付けで「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（以下「新たな指針」という。）が示された。
- 新たな指針において見直された主な点は以下のとおり。
 - ・ 都道府県協議会の機能強化（情報の共有、評価、分析、発信 等）
 - ・ 更なるがん医療提供体制の充実（緩和ケア、相談支援センター 等）
 - ・ それぞれの特性に応じた診療提供体制（小児・AYA世代、高齢者 等）
 - ・ 指定に関する課題の整理（指定類型、緩和要件、手続き 等）



(2) 令和5年度の指定について

<国指定>

- 令和5年1月19日に「第22回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」が開催された。
- 構成員による審議の結果、本県のがん診療連携拠点病院等は、新たな指針における指定要件（必須項目）を満たしている場合には4年、令和4年度中に満たす予定の場合には1年、令和5年度以降に満たす予定の場合には特例型として指定を受けることが了承された。
- なお、今般の指定にあたっては、大館市立総合病院は地域がん診療病院へ類型変更を行っており、当該病院で実施困難な希少がんの治療等について、秋田大学医学部附属病院とのグループ指定により連携して対応することとされている。

<県指定>

- 秋田県がん診療連携推進病院として指定を受けている2病院から再指定に係る申請書が提出された。
- 秋田県がん診療連携推進病院の要件については、地域がん診療連携拠点病院の指定要件で満たさない要件があった場合でも、少なくとも厚生労働省の定める「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」における地域がん診療病院の要件を満たすこととしている。
- 令和5年1月19日時点において、各病院の未充足要件は以下のとおり。
- いずれも年度内に充足する見込みであるため、2病院ともに再指定を行うこととしたい。
- 秋田県がん診療連携推進病院の指定期間については、原則として4年としているが、今般の国の指定結果を踏まえ、2病院ともに指定期間を1年としてはどうか。

医療機関名	未充足要件	充足見込み時期
市立秋田総合病院	がん患者の自殺リスクに対し、院内で共通したフローを使用し、対応方法や関係機関との連携について明確にしている。	R5.3.31
	がん患者の自殺リスクに対する対応方法や関係機関との連携について、関係職種に情報共有を行う体制を構築している。	R5.3.31
	小児がんに関し、提供できる治療・支援の内容を広報している。	R5.3.31
中通総合病院	参加中の治験についてその対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報している。	(参加中の治験なし)
	治験を含む医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究コードィネーターを配置している。	R5.3.31

令和5年度における体制（予定）

医療圏	医療機関名	区分	指定期間
大館・鹿角	大館市立総合病院	地域がん診療病院	4年
北秋田	北秋田市民病院	地域がん診療病院	1年
能代・山本	能代厚生医療センター	地域がん診療病院	1年
秋田周辺	秋田大学医学部附属病院	県がん診療連携拠点病院	1年
	秋田厚生医療センター	地域がん診療連携拠点病院 (特例型)	1年
	秋田赤十字病院	地域がん診療連携拠点病院	4年
	市立秋田総合病院(※)	がん診療連携推進病院	(※※)
	中通総合病院(※)	がん診療連携推進病院	(※※)
由利本荘・にかほ	由利組合総合病院	地域がん診療病院 (特例型)	1年
大仙・仙北	大曲厚生医療センター	地域がん診療病院	4年
横手	平鹿総合病院	地域がん診療病院 (特例型)	1年
湯沢・雄勝	雄勝中央病院	地域がん診療病院	4年

※市立秋田総合病院及び中通総合病院は県指定

※※本日の意見を踏まえて判断

